

第416回香川海区漁業調整委員会次第

日 時 令和8年6月11日（木）
10:00～11:00

場 所 高松市番町4丁目1番10号
香川県庁本館12階 大会議室

1 開 会

2 挨 拶

3 議事録署名人の指名

4 議 題

- 1) まさば及びごまさばに関する知事管理漁獲可能量について（諮問）
- 2) いいだこ釣りに関する委員会指示について（協議）
- 3) その他

5 その他

8 水産第 56375 号
令和 8 年 5 月 29 日

香川海区漁業調整委員会

会長 北 尾 登 史 郎 様

香川県知事 池 田 豊 人

まさば及びごまさばに関する知事管理漁獲可能量について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、まさば及びごまさばに関する知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定めたいので、同条第 2 項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

(別紙)

表 都道府県別漁獲可能性のうち、知事管理区分に配分する数量（知事管理漁獲可能性）について

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能性	管理期間
まさば及びびろ系群	香川県まさば及びびろ系	現行水準	令和8年7月1日～翌年6月30日

香川県知事 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和8管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和8管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

（表）令和8管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量（トン）	基本シェア（％）	現行水準の場合の目安数量（トン）
まさば及びごまさば太平洋系群	現行水準	0.02%	50トン未満
まさば及びごまさば対馬暖流系群			
ずわいがに太平洋北部系群			
ずわいがに日本海系群A海域			
ずわいがに日本海系群B海域			
ずわいがに北海道西部系群			

ずわいがにオホー ツク海南部			
まだら本州太平洋 北部系群			
まだら本州日本海 北部系群			
まだら北海道太平 洋			
まだら北海道 日本海			

8 水 産 第 40247 号
令 和 8 年 6 月 8 日

香川海区漁業調整委員会

会長 北 尾 登 史 郎 様

香川県知事 池 田 豊 人

香川海区漁業調整委員会指示の発出に関する要請について

このことについて、本県における水産動植物の繁殖保護を図るため、貴委員会において漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定による委員会指示を下記のとおり発出するよう要請します。

記

1 採捕の制限

いいだこ資源の保護を図るため、次に掲げる海域並びに期間及び時間においては、次に掲げる方法によりいいだこを採捕してはならない。

(1) 海域

香川県海面

(2) いいだこの採捕を禁止する期間及び時間

期 間	時 間
令和8年8月1日から同月31日まで及び 同年10月16日から令和9年7月31日まで	終日
令和8年9月1日から同年10月15日まで	正午から翌日午前0時まで

(3) 方法

釣り（船舶を使用したものに限る。）

2 適用除外

この指示は、試験研究を目的として香川県又は香川県の委託を受けた者が採捕する場合については、適用しない。

3 指示の有効期間

令和8年8月1日から令和9年7月31日まで

4 要請の理由

香川県におけるいいだこについては、近年、資源が著しく減少していることから、県が遊漁者に対して協力を呼び掛けてきた資源管理の取組を漁業法第120条第1項の規定に基づく委員会指示として法的に担保することで、実効性の向上を図る必要があるため。

●香川海区漁業調整委員会指示第6号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和〇年〇月〇日

香川海区漁業調整委員会会長 北 尾 登 史 郎

1 採捕の制限

いいだこ資源の保護を図るため、次に掲げる海域並びに期間及び時間においては、次に掲げる方法によりいいだこを採捕してはならない。

(1) 海域

香川県海面

(2) いいだこの採捕を禁止する期間及び時間

期 間	時 間
令和8年8月1日から同月31日まで及び 同年10月16日から令和9年7月31日まで	終日
令和8年9月1日から同年10月15日まで	正午から翌日午前0時まで

(3) 方法

釣り（船舶を使用したものに限る。）

2 適用除外

この指示は、試験研究を目的として香川県又は香川県の委託を受けた者が採捕する場合については、適用しない。

3 指示の有効期間

令和8年8月1日から令和9年7月31日まで

スケジュール（案）

時期	内容
令和８年６月１１日	海区漁業調整委員会における委員会指示の審議（本日）
〃 ６月１２日	委員会指示の発出、県報掲載、プレスリリース
〃 ６～７月	周知活動
〃 ８～１０月	現場にて指導・取締

香川県におけるイイダコ釣りのルールに関するご意見とそれに対する香川海区漁業調整委員会の考え方

令和8年5月2日から令和8年5月15日まで、香川県におけるイイダコ釣りのルールについて意見を募集したところ、6者からのご意見が寄せられました。

これらのご意見について、適宜要約・集約して整理し、それらに対する香川海区漁業調整委員会の考え方とあわせて以下に示します。なお、案と直接関係のないと考えられるご意見については公表していません。

区分	ご意見（要約）	ご意見に対する香川海区漁業調整委員会の考え方
規制内容に対する賛成	イイダコ資源も少しずつ増えているように感じるので、現在の「9月1日から10月15日まで、午前0時から正午まで」とするルールを継続することについては賛成である。	今回の委員会指示案の参考とさせていただきます。
釣りができる時間の見直し	早朝はイイダコが活発な時間帯であり、小型個体の保護のために漁業者が再放流したイイダコが短時間で集中的に採捕され、資源管理の効果が失われかねないので、時間設定については「午前10時から正午まで」に見直してほしい。	今回の委員会指示案は、これまで協力ベースで取り組んできた期間・時間制限を公的なルールとして明確化し、実効性の確保を図るものです。 時間設定については、資源保護の効果を確保しつつ、過度な規制とならないよう、釣りの実態やルールの実効性も踏まえて総合的に判断する必要があります。 ご指摘の趣旨は理解しますが、早朝の時間帯に採捕圧が集中していることや、開始時刻を午前10時に限定することの効果について、現時点で十分な知見が得られているとはいえないことから、今回は原案の時間設定を基本とさせていただきます。 なお、今後の資源状況や採捕実態等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討してまいります。

区分	ご意見（要約）	ご意見に対する香川海区漁業調整委員会の考え方
釣りができる時期の見直し	9月頃のイイダコは小さいので、資源保護の効果を高めるために、釣りができる時期は 10/15～11/30 頃に遅らせた方がよいのではないか。	今回の委員会指示案は、まずはこれまで協力ベースで取り組んできた期間・時間のルールを公的なものとして明確化し、実効性の確保を図るものです。 時期の設定については、資源保護の効果に加え、実効性や漁場利用の状況なども踏まえて検討する必要があります。 開始時期を遅らせることによる資源保護効果や利用状況への影響について、現時点で十分な知見が得られているとはいえないことから、今回は原案の期間設定を基本とさせていただきま なお、今後の資源状況や採捕実態等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討してまいります。
規制手法	採捕数量の上限や使用する釣り具の制限など、ほかの規制手法も検討してほしい。	今回の委員会指示案は、まずはこれまで協力ベースで取り組んできた期間・時間のルールを公的なものとして明確化し、実効性の確保を図るものです。 採捕数量の上限や使用する釣り具の制限などについては、確認方法や運用面で課題があるため、今回の委員会指示案には盛り込んでいけません。いただいたご意見を踏まえ、必要最小限の採捕や釣り具の適正な使用、遺失防止などについて、今回のルールと合わせて周知してまいります。 また、その他の手法についても、今後の資源状況や採捕実態等を踏まえ、必要に応じて検討してまいります。

区分	ご意見（要約）	ご意見に対する香川海区漁業調整委員会の考え方
取締り・罰則による実効性の確保	規制を設ける以上、ルールが形骸化しないよう、取締りや罰則を含めて実効性をしっかりと確保してほしい。	今回の委員会指示は、これまで協力ベースでお願いしてきたルールを公的なものとして明確化し、遵守の徹底を図るものです。ルールの実効性を確保するため、関係者への周知啓発や、関係機関と連携した現場での指導に努めてまいります。 なお、委員会指示そのものに直ちに罰則があるわけではありませんが、委員会指示に従わない場合には、海区漁業調整委員会が知事に対して命令の発出を申請し、当該知事命令に違反した場合には罰則が適用される仕組みとなっています。
釣りの全面禁止	個体数がこれほど減少しているのに、釣りを続けたという声があることに、同じ釣り人として理解に苦しむ。遊漁船やプレジャーボートによるイイダコ釣りは、年単位の禁漁措置を検討してもよいのでは。	今回の委員会指示案は、まずはこれまで協力ベースで取り組んできた期間・時間のルールを公的なものとして明確化するものです。さらなる規制強化については、今後の資源状況や採捕実態等を踏まえ、必要に応じて検討してまいります。
漁業に対する規制強化	漁業による資源への影響も大きいと思うので、遊漁だけを規制するのではなく、漁獲サイズの制限など、漁業への規制も必要ではないか。プロ・アマ双方を含めた総合的な資源管理を進めるべきである。	漁業については、漁業許可や関係法令に基づく一定の規制に加え、漁業者間の相互監視のもとで、一定期間※の採捕自粛（再放流）などの自主的な資源保護の取組が行われています。 （※小型個体の保護等のため、県下全地区で8～9月（東讃地区では8月～12月15日）に再放流を実施しているほか、東讃地区では4～7月に雌ダコを再放流。） また、産卵床となる貝殻に卵を産み付けたイイダコの放流など、資源増殖の取組も行われています。一方で、遊漁については、これまで協力ベースでお願いしてきた内容を明確なルールとして位置付ける必要があると判断し、今回の委員会指示案をお示ししています。 漁業に関する更なる規制等についても、今後の資源状況や漁獲実態等を踏まえ、必要に応じて検討してまいります。

区分	ご意見（要約）	ご意見に対する香川海区漁業調整委員会の考え方
安全面への配慮	釣りができる時期や時間帯を厳格化すると、夜間や早朝などに無理な出船や運航が生じるおそれがあるため、安全面への配慮も必要である。	規制の運用にあたっては、漁場利用における安全の確保も重要であると考えています。いただいたご意見については、関係者への周知にあたっての参考とさせていただきます。
資源増殖・生息環境改善	採捕規制だけでなく、魚礁整備、産卵場整備、捕食者対策、海域環境の在り方など、イイダコを増やすための取組もあわせて進めるべきである。	資源の維持・回復のためには、採捕規制に加え、資源状況や生息環境に関する知見の収集・把握、資源増殖や生息環境の改善に向けた取組も重要であると考えています。現在、県と漁業者が連携し、産卵床となる貝殻に卵を産み付けたイイダコの放流など、資源増殖の取組も進めています。いただいたご意見は、今回の委員会指示案に直接反映するものではありませんが、今後の取組の参考とさせていただきます。

(参考)

8 海 区 委 第 3 号
令和 8 年 5 月 1 日

各漁業協同組合長 様

ほか周知先
・県内遊漁船業者
・県内マリーナ・釣具店
・近隣県水産課
・県HP掲載

香川海区漁業調整委員会長

香川県におけるイイダコ釣りのルールに関する意見募集について

本県では、イイダコの資源を守るため、令和5年度から「イイダコ釣りができる期間を9月1日から10月15日までとし、期間中は昼12時までに納竿する」というルールを呼びかけてきました。今般、このルールについて漁業法に基づく公的な規制（海区漁業調整委員会指示）にすることを検討しており、別添のとおり意見を募集しますので、お知らせします。

<担当>

香川海区漁業調整委員会

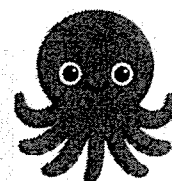
（香川県水産課漁業調整室内） 益井・湯谷

〒760-8570

香川県高松市番町4丁目1番10号

TEL 087-832-3477

イイダコ釣りのルールについてご意見を募集します!



趣旨

香川県では、イイダコの資源を守るため、令和5年度から「イイダコ釣りができる期間を9月1日から10月15日までとし、期間中は昼12時までに納竿する」というルールを呼びかけてきました。今般、このルールをよりしっかり守っていただくため、漁業法に基づく公的な規制（海区漁業調整委員会指示）に移行することを検討しています。
このことについて、ご意見をお寄せください。

内容

委員会指示について、具体的な委員会指示の案は、海区漁業調整委員会のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kaikui/kaiku/index.html>



香川海区漁業調整委員会

受付期間

令和8年5月2日（土）から5月15日（金）午後5時まで

ご意見の提出方法

メール、郵送で受け付けます。様式は自由です。

★いただいた意見を踏まえて案を決定します。個別の回答は致しかねますので、あらかじめご承知おき願います。いただいた意見の概要と それに対する考え方を県HPに後日公表します。

13

提出先

香川海区漁業調整委員会（水産課漁業調整室内）

香川県高松市番町四丁目1番10号

✉ suisan@pref.kagawa.lg.jp